

外来腫瘍化学療法診療料1について

当院では、化学療法実施中の治療の安全確保や体調不良時等の緊急を要する際、以下のように体制を整備し診療を行っております。

1. 標記届出に係る専任の医師、看護師又は薬剤師を常時院内に配置し、24時間体制で対応できるよう連絡体制を整備しています
2. 治療による副作用や病状等により緊急で入院が必要となった場合に入院治療できる体制を整備しております。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価する委員会を年1回以上開催しています。